

おくやみハンドブック （ご遺族の方へ）

日高市

【おくやみ手続きナビ利用案内】

ウェブやスマホで、簡単な質問に答えるだけで市役所内で必要な手続きが確認できる「全国自治体おくやみ手続きナビ」もご活用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/11242>



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

日高市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

日高市役所

〒 350-1292 埼玉県日高市大字南平沢 1020 番地

042-989-2111(代表)

事前準備について

日高市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

スマートフォンやPCで、簡単な質問に答えるだけで市役所内で必要な手続きが確認できる「全国自治体おくやみ手続きナビ」もご活用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/11242>



STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、日高市役所へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳または基礎年金番号通知書と年金を受給していた方は年金証書）
- ☐ 国民健康保険または後期高齢者医療保険の資格確認書
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 重度心身障がい者医療費受給者証
- ☐ 子ども医療費受給資格証、ひとり親家庭等医療費受給者証
- ☐ 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

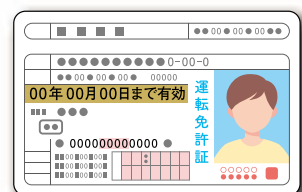
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (32 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(33 ページ参照)
4か月以内			○所得税の準確定申告 (34 ページ参照)
10か月以内		○遺産分割協議 (33 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (34 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

日高市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカード・通知カードを持っていた	P.7
	☐	住民基本台帳カードを持っていた	
	☐	世帯主で同一世帯に2人以上いる	P.8
	☐	印鑑登録をしていた	
年金	☐	国民年金に加入しており、その方によって生計維持されていた子どもと配偶者がいる	P.9
	☐	国民年金に加入または受給していた	P.9-10
	☐	厚生年金に加入しており、亡くなられた方が生計を維持していた	P.10
	☐	年金に加入または受給していた	P.11
	☐	亡くなられた方が夫であり結婚してから10年以上たっている	
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.12
	☐	職場の健康保険に加入していた	P.13
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	
	☐	限度額適用認定証(または限度額適用・標準負担額減額認定証)を持っていた	P.14
	☐	特定疾病療養受療証を持っていた	
介護保険	☐	介護保険被保険者証を持っていた	P.15
	☐	介護保険の負担割合証を持っていた	
	☐	介護保険負担限度額認定証を持っていた	
高齢者福祉サービス	☐	高齢者福祉サービス(配食サービス、紙おむつの支給、緊急通報システム、寝具消毒乾燥車の派遣)を利用していた	P.16

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子ども	☐	児童手当を受給していた	P.17
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.18
	☐	ひとり親家庭等医療費受給者証を持っていた	P.19
	☐	子ども医療費受給資格証を持っていた	
	☐	児童扶養手当を受給していた	P.20
	☐	子どもが保育所等に入所している	
福祉 (障がい)	☐	身体障がい者手帳を持っていた	P.21
	☐	療育手帳を持っていた	
	☐	精神障がい者保健福祉手帳を持っていた	
	☐	重度心身障がい者医療費受給者証を持っていた	P.22
	☐	自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を持っていた	
税金	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を持っていた	P.23
	☐	市税【市・県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税】が課されていた	
ペット	☐	犬を飼っていた	P.24
上下水道	☐	下水道事業受益者負担金または受益者分担金を納付中であった	P.25-26
	☐	上下水道を使用していた	
その他	☐	農地を所有していた	P.27
	☐	山林を所有していた	
	☐	道路の占用許可を受けていた	P.28
	☐	公共物(水路等)の使用許可を受けていた	
	☐	浄化槽を使用していた	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・通知カードを持っていた

手続き マイナンバーカード・通知カードの返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード・通知カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 一連の手続き終了後返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード・通知カード	市民課 ☎ 042-989-2111

住民基本台帳カードを持っていた

手続き 住民基本台帳カードの返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 一連の手続き終了後返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 ☎ 042-989-2111

世帯主で同一世帯に2人以上いる

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方と同一の世帯に、2人以上いた場合のみ必要となります。	亡くなられた日から 14 日以内
	手続き可能な人
	同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 届出人の本人確認書類	市民課 ☎ 042-989-2111

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 ☎ 042-989-2111

2. 年金に関する手続き

国民年金に加入しており、その方によって生計維持されていた子どもと配偶者がいる

手続き 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族基礎年金は、国民年金の被保険者が亡くなられた場合、その方によって生計維持されていた子どもを持つ配偶者や、お子さんのうち、所定の支給条件を満たす方が受け取れます。	亡くなられた日の翌日から 5 年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ マイナンバー確認書類（ご遺族のものも含む） ☐ 戸籍謄本（省略できる場合もあります） ☐ 死亡診断書の写し ☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの） ☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書（ご遺族のものも含む）	保険年金課 ☎ 042-989-2111 所沢年金事務所 ☎ 04-2998-0170

国民年金に加入または受給していた

手続き① 国民年金死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が死亡日の前日までに3年以上国民年金被保険者であるとき、遺族が受け取れます。なお、亡くなられた方が老齢基礎年金または障がい基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	亡くなられた日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） ☐ 戸籍謄本（省略できる場合もあります） ☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの） ☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書（ご遺族のものも含む）	保険年金課 ☎ 042-989-2111 所沢年金事務所 ☎ 04-2998-0170

手続き② 年金の受給権者死亡届

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、年金の受給権者死亡届を年金事務所に提出する必要があります。ただし、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が収録されている方は、原則として、提出を省略できます。	亡くなられた日の翌日から 5 年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 戸籍謄本（省略できる場合もあります） ☐ 死亡診断書の写し（省略できる場合もあります） ☐ 年金証書	保険年金課 ☎ 042-989-2111 所沢年金事務所 ☎ 04-2998-0170

厚生年金に加入しており、亡くなられた方が生計を維持していた

手続き 遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が亡くなられた場合、一定の支給要件を満たす場合に、その方によって生計維持されていたご遺族が受け取れます。	亡くなられた日の翌日から 5 年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 年金事務所へご確認ください。	所沢年金事務所 ☎ 04-2998-0170

2. 年金に関する手続き

年金に加入または受給していた

手続き 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求することができます。国民年金以外に厚生年金を受給していた方は年金事務所、共済年金を受給していた方は各種共済組合へお問い合わせください。	亡くなられた日の翌日から 5 年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） ☐ 戸籍謄本（省略できる場合もあります） ☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの） ☐ 年金証書	保険年金課 ☎ 042-989-2111 所沢年金事務所 ☎ 04-2998-0170

亡くなられた方が夫であり結婚してから10年以上たっている

手続き 寡婦年金の請求

手続き詳細	期 限
寡婦年金は、10 年以上の期間にわたり国民年金被保険者であった夫が亡くなられたときに、10 年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻が 60 歳から 65 歳までの間、受けることができます。なお、令和 3 年 3 月 31 日以前に亡くなられた場合、夫が老齢基礎年金または障がい基礎年金を受け取ったことがあるときは、請求することはできません。	亡くなられた日の翌日から 5 年以内
	手続き可能な人
	継続した婚姻期間が 10 年以上ある妻
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） ☐ 戸籍謄本（省略できる場合もあります） ☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの） ☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書（ご遺族のものも含む） ☐ 年金証書（公的年金から年金を受けているとき）	保険年金課 ☎ 042-989-2111 所沢年金事務所 ☎ 04-2998-0170

3. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合に、申請により葬祭費の支給が受けられます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの）	葬祭執行者（喪主）
☐ 口座番号確認書類（喪主のもの）	問い合わせ先
☐ 葬祭領収書または会葬礼状	保険年金課 ☎ 042-989-2111

手続き② 国民健康保険の資格喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合、届出が必要です。	亡くなられた日から 14 日 以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの）	ご遺族
☐ 国民健康保険資格確認書	問い合わせ先
	保険年金課 ☎ 042-989-2111

手続き③ 国民健康保険の世帯主変更及び申出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は届出が必要です。	亡くなられた日から 14 日 以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの）	ご遺族
☐ 国民健康保険資格確認書（世帯全員分）	問い合わせ先
☐ 口座番号確認書類（相続人代表者のもの）	保険年金課 ☎ 042-989-2111

3. 保険に関する手続き

職場の健康保険に加入していた

手続き 健康保険の埋葬料の支給申請

手続き詳細	期 限
職場の健康保険に加入している方が亡くなられた場合、ご家族の方に埋葬料が支給される制度があります。加入されている健康保険組合にご確認ください。	加入されている健康保険組合にご確認ください。
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 加入されている健康保険組合にご確認ください。	各健康保険組合

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 後期高齢者医療保険の資格喪失届及び申立書の提出

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、届出が必要です。	亡くなられた日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 後期高齢者医療資格確認書	ご遺族
☐ 口座番号確認書類（相続人代表者のもの）	問い合わせ先
☐ 印鑑（相続人代表者のもの）	保険年金課 ☎ 042-989-2111

手続き② 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合に、申請により葬祭費の支給が受けられます。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの）	葬祭執行者（喪主）
☐ 口座番号確認書類（喪主のもの）	問い合わせ先
☐ 葬祭領収書または会葬礼状	保険年金課 ☎ 042-989-2111

限度額適用認定証(または限度額適用・標準負担額減額認定証)を持っていた

手続き 限度額適用認定証等の返還

手続き詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合には、認定証を返還していただく必要があります。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証	保険年金課 ☎ 042-989-2111

特定疾病療養受療証を持っていた

手続き 特定疾病療養受療証の返還

手続き詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなられた場合には、受療証を返還していただく必要があります。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 特定疾病療養受療証	保険年金課 ☎ 042-989-2111

4. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証を持っていた

手続き 介護保険被保険者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が介護保険被保険者証を交付されていた場合は、市役所窓口で返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証	長寿いきがい課 ☎ 042-989-2111

介護保険の負担割合証を持っていた

手続き 介護保険負担割合証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が介護保険負担割合証を交付されていた場合は、市役所窓口で返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険負担割合証	長寿いきがい課 ☎ 042-989-2111

介護保険負担限度額認定証を持っていた

手続き 介護保険負担限度額認定証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が負担限度額認定証を交付されていた場合は、市役所の窓口で返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険負担限度額認定証	長寿いきがい課 ☎ 042-989-2111

5. 高齢者福祉サービスに関する手続き

高齢者福祉サービス（配食サービス、紙おむつの支給、緊急通報システム、寝具消毒乾燥車の派遣）を利用していた

手続き 高齢者福祉サービスの異動届または変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市が提供している高齢者福祉サービス（配食サービス、紙おむつの支給、緊急通報システム、寝具消毒乾燥車の派遣）を利用していた場合、届出が必要です。 ※亡くなられた方を介護していた方が「ねたきり老人介護手当」の支給を受けているときは、別に手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
なし	長寿いきがい課 ☎ 042-989-2111

MEMO

6. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 児童手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
【受給者が亡くなられた場合】 児童手当の受給者が亡くなられた場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。 ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。	亡くなられた日の翌日から 15日以内
【対象児童が亡くなられた場合】 児童手当の対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届を提出してください。 他に児童手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続きとなります。	手続き可能な人 【受給者が亡くなられた場合】 今後児童を養育する方 【対象児童が亡くなられた場合】 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
【受給者が亡くなられた場合】 ☐ 本人確認書類（今後児童を養育する方のもの） ☐ マイナンバー確認書類（今後児童を養育する方のもの） ☐ 口座番号確認書類（今後児童を養育する方のもの） ☐ 健康保険証または資格確認ができるもの（今後児童を養育する方のもの） 【対象児童が亡くなられた場合】 ☐ 本人確認書類（児童の保護者のもの）	子育て応援課 ☎ 042-989-2111

MEMO

特別児童扶養手当を受給していた

手続き 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
【受給者が亡くなられた場合】 特別児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、亡くなられた月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば未支払手当請求の手続きとなり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	速やかに 手続き可能な人
【対象児童が亡くなられた場合】 特別児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合、亡くなられた月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば未支払手当請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続きとなります。	【受給者が亡くなられた場合】 今後児童を養育する方 【対象児童が亡くなられた場合】 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
【受給者が亡くなられた場合】 ☐ 本人確認書類（今後児童を養育する方のもの） ☐ マイナンバー確認書類（申請に関係するすべての方のもの） ☐ 戸籍謄本 ☐ 振込先口座通帳のコピー（今後児童を養育する方のもの） 【対象児童が亡くなられた場合】 ☐ 本人確認書類（児童の保護者のもの）	子育て応援課 ☎ 042-989-2111

MEMO

6. 子どもに関する手続き

ひとり親家庭等医療費受給者証を持っていた

手続き ひとり親家庭等医療費受給資格喪失の手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費受給者証を持っていた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
【受給者が亡くなられた場合】 ☐ 本人確認書類（今後児童を養育する方のもの） ☐ ひとり親家庭等医療費受給者証 【対象児童が亡くなられた場合】 ☐ 本人確認書類（児童の保護者のもの） ☐ ひとり親家庭等医療費受給者証	【受給者が亡くなられた場合】 今後児童を養育する方 【対象児童が亡くなられた場合】 児童の保護者
	問い合わせ先
	子育て応援課 ☎ 042-989-2111

子ども医療費受給資格証を持っていた

手続き 子ども医療費受給資格喪失の手続き

手続き詳細	期 限
【受給者が亡くなられた場合】 子ども医療費の受給者が亡くなられた場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。 【対象児童が亡くなられた場合】 子ども医療費の対象児童が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
【受給者が亡くなられた場合】 ☐ 本人確認書類（今後児童を養育する方のもの） ☐ 子ども医療費受給資格証 ☐ 口座番号確認書類（今後児童を養育する方のもの） ☐ 健康保険証または資格確認ができるもの（今後児童を養育する方のもの） 【対象児童が亡くなられた場合】 ☐ 本人確認書類（児童の保護者のもの） ☐ 子ども医療費受給資格証	【受給者が亡くなられた場合】 今後児童を養育する方 【対象児童が亡くなられた場合】 児童の保護者
	問い合わせ先
	子育て応援課 ☎ 042-989-2111

児童扶養手当を受給していた

手続き 児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
【受給者が亡くなった場合】 児童扶養手当の受給者が亡くなった場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。所得制限があり、遺族年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。 また、申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	亡くなった日から14日以内
【対象児童が亡くなった場合】 児童扶養手当の対象児童が亡くなった場合、受給事由消滅届を提出してください。他に児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続きとなります。	手続き可能な人 【受給者が亡くなった場合】 今後児童を養育する方 【対象児童が亡くなった場合】 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
【受給者が亡くなった場合】 ☐ 本人確認書類（今後児童を養育する方のもの） ☐ 戸籍謄本 ☐ 口座番号確認書類（今後児童を養育する方のもの） ☐ 児童扶養手当証書 ☐ マイナンバー確認書類（申請に関係するすべての方のもの） 【対象児童が亡くなった場合】 ☐ 本人確認書類（児童の保護者のもの）	子育て応援課 ☎ 042-989-2111

子どもが保育所等に入所している

手続き 保育所等の手続き

手続き詳細	期 限
保育所・保育園・認定こども園・幼稚園・学童保育室に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	なし
必要なもの	手続き可能な人 今後児童を養育する方
☐ 本人確認書類（今後児童を養育する方のもの） ☐ マイナンバー確認書類（今後児童を養育する方のもの） ☐ 口座番号確認書類（今後児童を養育する方のもの）	問い合わせ先 子育て応援課 ☎ 042-989-2111

7. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障がい者手帳を持っていた

手続き 身体障がい者手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の身体障がい者手帳については、市役所の窓口で返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 身体障がい者手帳	障がい福祉課 ☎ 042-989-2111

療育手帳を持っていた

手続き 療育手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の療育手帳については、市役所の窓口で返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 療育手帳	障がい福祉課 ☎ 042-989-2111

精神障がい者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障がい者保健福祉手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の精神障がい者保健福祉手帳については、市役所の窓口で返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 精神障がい者保健福祉手帳	障がい福祉課 ☎ 042-989-2111

重度心身障がい者医療費受給者証を持っていた

手続き 重度心身障がい者医療費受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障がい者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので、重度心身障がい者医療費受給者証を返還してください。なお、未請求分の医療費領収書があれば別途請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 重度心身障がい者医療費受給者証 ☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの） ☐ 印鑑（ご遺族のもの）	保険年金課 ☎ 042-989-2111

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返還してください。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 自立支援医療受給者証	障がい福祉課 ☎ 042-989-2111

8. 税金に関する手続き

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を持っていた

手続き 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の名称変更または廃車手続き

手続き詳細	期 限
原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は亡くなった日から15日以内 廃車は亡くなった日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（相続人のもの） ☐ 標識交付証明書 ☐ ナンバープレート ☐ 亡くなった方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等）	相続人
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 042-989-2111

市税【市・県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税】が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなった方に市税が課税されていた場合は、相続人の方に相続（承継）されることになりますので、「相続人代表者指定届出書」に必要事項をご記入の上、提出してください。	速やかに
代表になられた方には、納税通知書をはじめ市税に係る通知等を送付させていただきます。	手続き可能な人
※相当の期間内に「相続人代表者指定届出書」が提出されない場合、相続人代表者を指定する場合があります。	相続人
※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等を提出してください。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方の提出が必要です。税務課または保険年金課までご連絡ください。	問い合わせ先
	税務課 保険年金課 ☎ 042-989-2111
必要なもの	
☐ [法定相続人] なし ☐ [法定相続人以外の場合] 遺言書の写しなど	

9. ペットに関する手続き

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が飼い主の場合、登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出する必要があります。環境課までご連絡ください。	飼い主が亡くなられた日から30日以内
	手続き可能な人
	新しい飼い主
必要なもの	問い合わせ先
なし	環境課 ☎ 042-989-2111

10. 上下水道に関する手続き

下水道事業受益者負担金または受益者分担金を納付中であった

手続き 受益者の変更手続き

手続き詳細	期 限
納付中の受益者が亡くなられた場合、受益者の変更の手続きが必要となります。 ※郵送による手続きが可能です。ご連絡いただければ異動申告書をお送りします。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 異動申告書	下水道課 ☎ 042-989-2771

10. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き① 名義変更または使用中止の手続き

手続き詳細	期 限
上下水道使用者の名義人が亡くなられた場合、名義変更または使用中止の手続きが必要となります。 ※井戸水を使用していた方は、別途下水道課へお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 使用水量等のお知らせ（検針票）または納入通知書	水道課 ☎ 042-989-2363 下水道課 ☎ 042-989-2771 日高市上下水道料金センター ☎ 042-984-1871

手続き② 振替口座または支払方法の変更の手続き

手続き詳細	期 限
上下水道使用者の名義人が亡くなられ、支払方法が口座振替であった場合、登録口座の変更または支払方法の変更の手続きが必要となります。 ※口座振替から納入通知書支払いに変更する場合は、電話手続き可	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 口座番号確認書類（ご遺族または同居者の方のもの） ☐ 銀行印（ご遺族または同居者の方のもの）	水道課 ☎ 042-989-2363 日高市上下水道料金センター ☎ 042-984-1871

手続き③ 水道料金・下水道使用料の未納に係る手続き

手続き詳細	期 限
上下水道使用者の名義人が亡くなられた場合、お支払いのお済みでない水道料金・下水道使用料がある場合には、速やかにお支払いの手続きが必要となります。 ※お支払い状況が不明の場合には、水道課または日高市上下水道料金センターまでご連絡ください。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納入通知書 ※納入通知書が見当たらない場合には、水道課または日高市上下水道料金センターまでご連絡ください。	水道課 ☎ 042-989-2363 日高市上下水道料金センター ☎ 042-984-1871

手続き④ 水道（給水装置）の所有者変更に係る手続き

手続き詳細	期 限
水道（給水装置）の所有者が亡くなられた場合、所有者変更の手続きが必要となります。 所有者には、ご自宅をお持ちの方やアパートのオーナーさんなどが該当します。ご不明の場合は、問い合わせ先までご連絡ください。 ※事前に、給水装置のある土地の所有権移転登記を法務局で行う必要があります。	相続登記完了後速やかに
	手続き可能な人 新たに給水装置のある土地の所有者となった方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（手続きを行う方のもの） ☐ 土地登記簿謄本の写し（故人からの所有権移転登記が完了しているもの） ☐ 印鑑（新たに給水装置のある土地の所有者になった方のもの）	水道課 ☎ 042-989-2363

11. その他

農地を所有していた

手続き 農地の権利を相続等で取得したときの届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が農地を所有していた場合、所有者を変更する届出が必要となります。 ※この届出は農業委員会に権利取得の内容等を知らせるものであり、権利取得の効力を発生させたり、保全したりするものではありません。また、所有権移転登記に代わるものではなく、登記手続きは別途必要です。	権利を取得したことを知った日から10か月以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農地法第3条の3の規定による届出書 ※届出書の様式は市ホームページからもダウンロードできます。 ☐ 届出者が権利を取得したことを確認できるもの	農業委員会事務局 ☎ 042-989-2111

山林を所有していた

手続き 山林の土地所有者届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が山林（埼玉地域森林計画の対象森林）を所有していた場合、所有者を変更する届出が必要となります。 ※所有する山林が埼玉地域森林計画の対象森林であるかどうかは産業振興課までお問い合わせください。 ※遺産分割協議が相続開始後90日以内に整わない場合は、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。	所有者となった日から90日以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 森林の土地の所有者届出書 ☐ 当該山林の位置を示す地図（位置図） ☐ 当該山林の全部事項証明書（写し可）など権利を取得したことがわかる書類	産業振興課 ☎ 042-989-2111

道路の占用許可を受けていた

手続き 道路占用許可の権利承継または廃止手続き

手続き詳細	期 限
生活排水の道路側溝への放流や個人管理の埋設管など、引き続き占用する場合は、「道路占用権承継許可申請書」を、廃止する場合は、「道路占用廃止届」を提出してください。	相続登記完了後速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 交付済の道路占用許可書	建設課 ☎ 042-989-2111

公共物（水路等）の使用許可を受けていた

手続き 公共物使用許可の権利承継または廃止手続き

手続き詳細	期 限
生活排水の水路への放流や水路上に設置した出入口の使用など、引き続き使用する場合は、「公共物地位承継届出書」を、廃止する場合は、「公共物使用廃止届」を提出してください。	相続登記完了後速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 交付済の公共物使用許可書	建設課 ☎ 042-989-2111

浄化槽を使用していた

手続き 浄化槽管理者の変更手続き・休止届・廃止届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が合併処理浄化槽または単独処理浄化槽の管理者及び使用者の場合、管理者等の変更手続きが必要です。また、今後浄化槽を使用しない場合には休止届もしくは廃止届を提出してください。	浄化槽管理者に変更があった日、または浄化槽を使用しなくなってから30日以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ なし	環境課 ☎ 042-989-2111

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	亡くなられた方によって生計を維持されていた遺族が、受け取れる場合があります。詳しくは、手続き先の年金事務所にご確認ください。 【手続き先】 お近くの年金事務所（または共済組合）にご確認ください。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 川越税務署 ☎ 049-235-9411
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	
個人事業の廃業など届出書	速やかに	川越税務署 ☎ 049-235-9411 飯能県税事務所 ☎ 042-973-5615 市役所税務課 ☎ 042-989-2111

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書・永代使用許可書など

2 墓地管理者に証明してもらう

改葬許可申請書の埋葬、埋蔵、収蔵を証明する欄に墓地管理者の署名をしてもらいます。
※改葬許可申請書は HP または市民課、出張所で取得できます。墓地管理者が不明な場合は墓地のある市町村へ確認してください。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・本人確認書類

▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経をあげてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

改葬許可証に関しては市民課
墓地管理者に関しては環境課

☎ 042-989-2111

市役所外での主な手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	飯能警察署 ☎ 042-972-0110 埼玉県警察本部運転免許センター ☎ 048-543-2001
普通自動車の名義変更・廃車など	☐	名義変更、廃車など	埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2029
軽自動車の名義変更・廃車など	☐	名義変更、廃車など	軽自動車検査協会 埼玉事務所所沢支所 ☎ 050-3816-3111
バイク（125cc超）の名義変更・廃車など	☐	名義変更、廃車など	埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2029
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へお問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障がい等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	☐	故人の住所地を管轄する健康福祉センター（保健所）へお問い合わせください。	狭山保健所 ☎ 04-2954-6212
被爆者健康手帳を持っている	☐		
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社または代理店

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	川越税務署 ☎049-235-9411
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	さいたま地方法務局飯能 出張所 ☎ 042-972-2580
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		
			☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3か月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☑	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

家系図 (3親等内の親族)

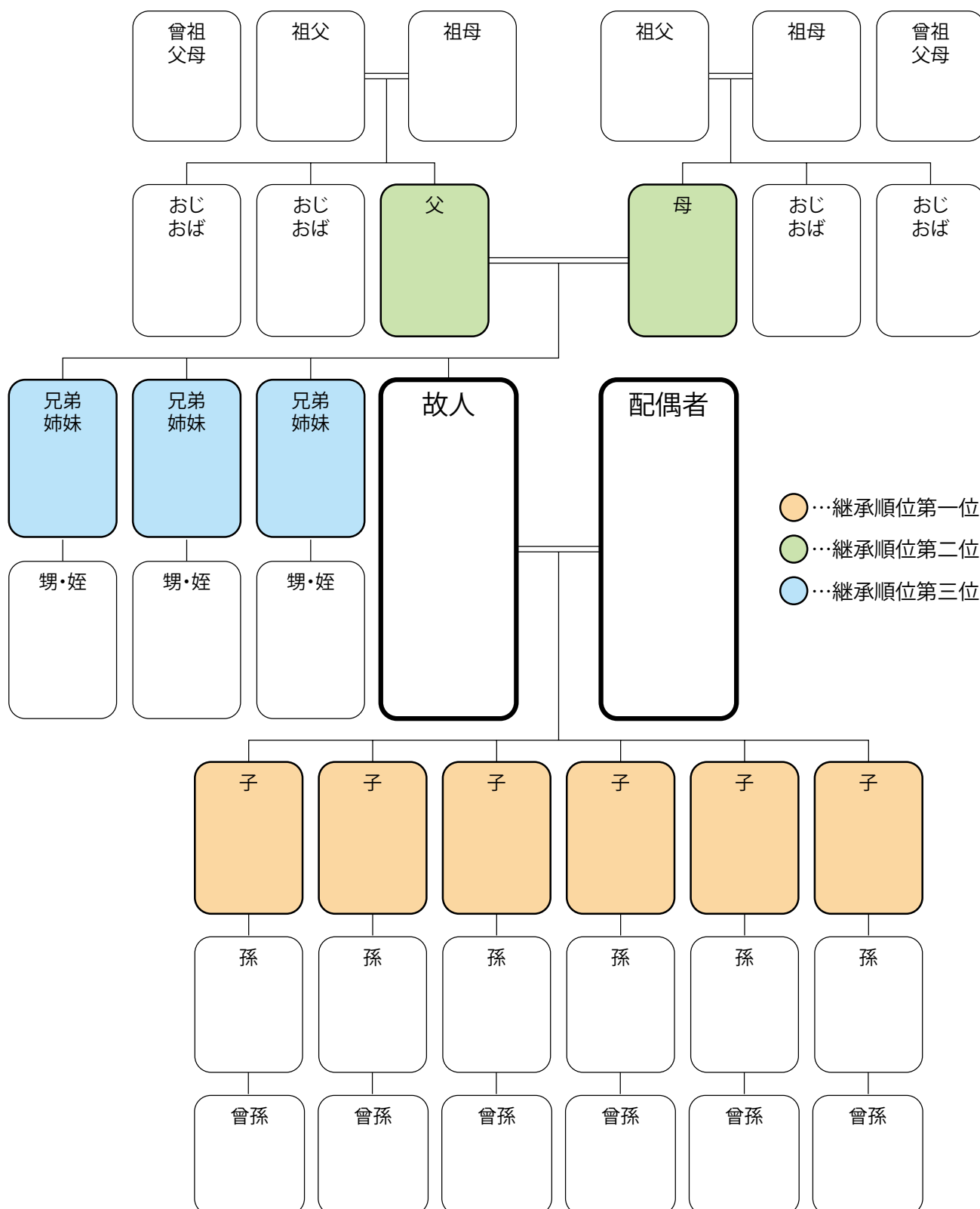
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

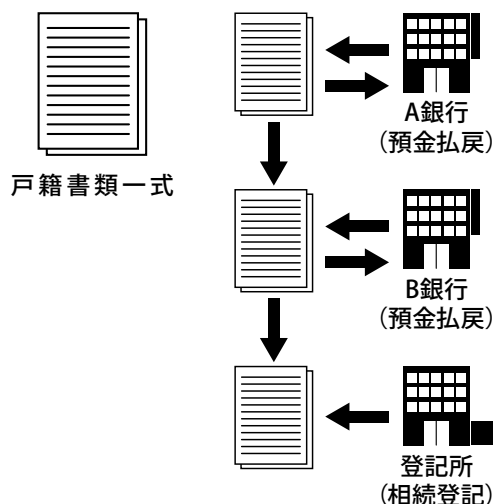
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

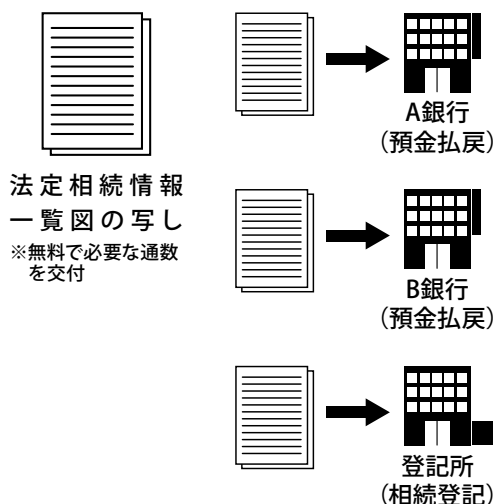
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 年 月 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号 - -

(宛先)日高市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

MEMO



アジアグループ
30周年!!

—不動産 相談無料—

お困りになっていませんか?
不動産の事なら私たちにお任せ下さい!!

相続問題

資産現金化

管理不足地

空き家

売却相談

宅地建物取引士・顧問弁護士・顧問税理士
の専門家が問題解決のお手伝いをします!!

(公社)全日本不動産協会会員 国土交通大臣(2)第9132号

二次元コードを読み込んで、
ホームページからも
簡単に売却査定が
できます!



株式会社 アイエー

☎0120-249-223 (通話無料)



〒350-1129

埼玉県川越市大塚1丁目32番地1
アジアビルディング3F

TEL : 049-249-5200

FAX : 049-249-5201

初回相談無料
ゆっくり落ち着いて
お話しいただけます

相続 死後事務 お任せください

遺産分割
協議書作成

法定相続
情報一覧図
作成

金融機関
解約手続

役所関係
手続

電気ガス等
名義変更

その他
お困りごと
支援

※各専門家と提携して
行っております。

こんなお悩みございませんか?

- ☒ 手続きが複雑で自分でできるか不安
- ☒ 忙しくて平日に時間がとれない
- ☒ 何から手を付ければよいかわからない などなど。

お気軽にお問い合わせください。

☎042-985-7566

受付時間 9:00~18:00(1/1を除く)

アイビー行政書士事務所

〒350-1233 埼玉県日高市下鹿山502-15

<https://www.ivy-g.com>

✉contact@ivy-g.com



相続税対策から申告まで
菅野税理士事務所
贈与税や譲渡所得もお任せ



- ・二次相続を見据えた分割協議のアドバイス
- ・司法書士や弁護士と連携しワンストップ対応
- ・評価に詳しく、セカンドオピニオンにも対応

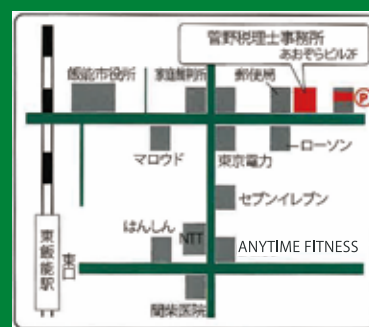


菅野税理士事務所

TEL **042-978-8069**

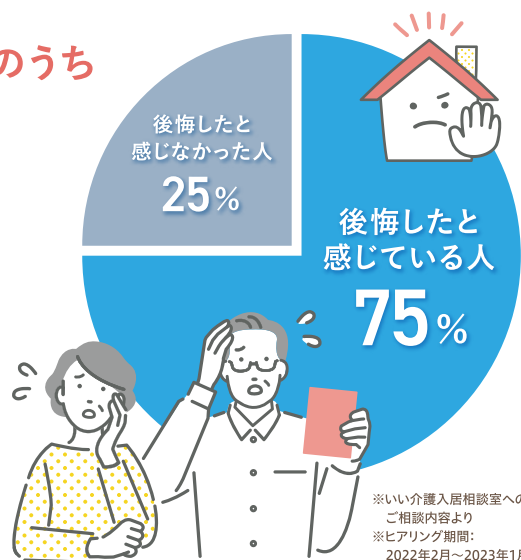
飯能市大字双柳 373-12
あおぞらビル 2 階

平日 9 時～ 17 時
※時間外・土日祝も対応可能
※要事前予約



自分で老人ホームを探した人のうち
4人に3人が後悔している!?

自分で資料を取り寄せて見学に行ってみたけど、身体状況や費用面などの理由から「入居できなかった」「理想と違った!」など、我流の老人ホーム探しを後悔している人は意外なほど多いもの。
「いい介護」の専門相談員にご相談いただければ、そうしたミスマッチを起こすことなく、ご希望の条件に合った施設をご案内いたします!



相談実績
20万件
※2023年5月時点
当社実績

私たちが、理想の老人ホーム探しをお手伝いします

「いい介護」は、老人ホームや介護施設など、高齢者のための住まいを探せる検索サイトです。
相談歴10年以上という経験豊富な専門スタッフがさまざまな悩みやお困りごとを解決します。

いい介護
検索サイトはコチラ



ご相談 完全無料 **0120-958-560** **いい介護**

[受付時間] 9:00～17:00 (年中無休) ※年末年始を除く | 株式会社エイジプラス 東京都中央区京橋2-14-1 兼松ビルディング8F

(株)飯能清掃センター

地域美化・環境に貢献します

お気軽にご相談ください

- 不用品の片付け
- 生前整理・遺品整理・空家整理
- 浄化槽の保守点検・清掃
- 排水管等の詰まり直し

安心

安全

信頼



飯能清掃センター

検索

〒357-0036 埼玉県飯能市南町 13 番 1 号



0120-916 530

お問合せ・ご依頼／8:00~17:00(土日を除く)

飯能市一般廃棄物処理業(収集・運搬) 飯能市第1号 / 日高市一般廃棄物処理業(収集・運搬) 日高市第4号
入間市一般廃棄物収集運搬許可 入間市許可第38号 / 所沢市一般廃棄物収集運搬業(家電) 所沢市第14号

ゴミゼロ

相続税申告のご相談は

野崎誠税理士事務所にお任せください

相続が発生したけど、相続税の申告は必要なの？

そもそも相続手続きは何をすればいいの？の**不安にお応え**いたします。

**相続税申告の
手続き・ご相談**

(相続税の申告は相続発生から10か月以内)

**遺産分割協議書の作成
故人の戸籍謄本や
必要書類の代行取得**



土地の評価が分からない
ので、**相続税申告が
必要なのか相談したい**

税務署から**相続税の
お尋ね**が届いたけど、
どうすればいいの？

行政書士法人もありますので、相続税申告が必要のない相続手続きをご希望の場合もご相談ください。

野崎誠税理士事務所 / 行政書士法人まこと相続

TEL 042-989-4767

平日 午前9時~午後5時

〒350-1249 埼玉県日高市高麗川3-10-7

HPIはこちらから▶



<https://www.kaikai-home.com/makoto/>



保険金定額
タイプ

お葬式費用に備えるための保険があります

終活に活かせる保険

葬儀保険「千の風」の
おすすめポイント

1
Point

最高100歳まで保障

85歳10ヶ月
まで申込可能!!

2
Point

加入審査も

告知だけ
の簡単手続き!!

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます。



保険金定額タイプ100万円保障プラン 例) 70歳の場合

月々2,500円で100万円保障

終活のこと・お葬式のこと・相続のこと・お墓のこと **[相談無料]**

《引受少額短期保険業者》



ベル少額短期保険株式会社

所在地: 812-0011福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目7番3号
電話: 092-474-4444
登録番号: 福岡財務支局長(少額短期保険)第1号

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください



0800-919-0286

【受付時間】平日10:00~17:00



▲Webでのお申し込みはこちら

◆【千の風(1年更新型定期保険)】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。◆通信販売(非対面による募集)は保険金額を100万円以下に制限しています。保険金額が100万円超のプランをご希望の場合は対面による募集が必要です。ただし、対面による募集の場合でも、年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。◆ご契約の際には「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」「約款」を必ずお読みください。当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

ベル少短-資料-2409-001

さくら並木のほとりに佇む静かな環境

鶴ヶ島さくら並木霊園 セントソフィア

宗教自由

宗旨・宗派・国籍は一切問いません。
どなたでもお求めになれます。

安心のお墓参り

霊園内に駐車場、バリアフリートイレ完備。
オープンテラスの休憩所で
ゆったりと故人を偲ぶことができます。

ペット共葬可能

一般区画・ハーブ墓地・芝生墓地・
樹木葬、いずれの区画も可能です。



永代供養塔「博愛の絆」

逢いたい時にいつでも逢えるお墓。

永代供養料
1霊位

19 (税込)
万円

※ご遺骨を保管できるのは、納骨から春彼岸
前後までです。以降一年間延長する場合には
10,000円（総額）お支払いいただきます。



樹木葬

自然埋葬の1つ。
ご家族での使用も可能です。

個別埋葬型

48 (税込)
万円



一般墓地

園内はバリアフリーで、
いたるところに四季折々の
お花を植えてあります。

完成セット墓所
0.6㎡

112 (税込)
万円



芝生墓所

青々とした芝が美しい、
季節を感じられる墓所。

完成セット墓所
1.0㎡～

122.2 (税込)
万円



ハーブガーデン

お墓の周りをハーブで飾るハーブ墓地。
ハーブのメンテナンスは専門家より定期的
に行われ、ハーブの香りがお参りする方を
やさしく迎えます。

完成セット墓所
0.75㎡

130.4 (税込)
万円



経営許可：平成22年 9月 9日 川食収第241号

ご要望に合わせて各種ご案内いたします。

鶴ヶ島さくら並木霊園セントソフィア

運営会社：株式会社セントソフィア

☎0120-79-2255

川越市大字笠幡2730-2

午前9:00～午後5:00 月曜定休 祝日の場合は火曜日

URL: <https://tsurugashima-sakura.com/>



発行 日高市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025 年 3 月

